

## 府中市建設工事に係る予定価格の事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号。以下「規則」という。）第18条に規定する予定価格のうち、府中市が発注する建設工事について、予定価格の事後公表を試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後公表の試行の対象工事は、次の各号に掲げる工事から選定し、府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）に規定する府中市建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て決定する。

- (1) 設計金額1億円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額1億円以上の舗装工事

(入札参加者への周知)

第3条 事後公表試行の対象工事を発注する場合は、あらかじめ、この要領に基づく事後公表試行を行うことを、入札公告又は指名通知において明らかにしなければならない。

(入札手続き等)

第4条 入札に関する手続き等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 競争入札に付し、入札者がいないときは入札を中止するものとする。
- (2) 予定価格を上回る額での入札については無効とする。
- (3) 初回の入札で落札者がいない場合は、引き続き再度入札を行うことができるものとし、再度の入札に係る工事内訳書の提出は不要とする。
- (4) 初回の入札において、最低制限価格未満であった者は失格とし、再度入札には参加できないものとする。
- (5) 再度入札においても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札価格の応札者と随意契約に向けての協議を行うことができるものとする。

(事後公表の方法)

第5条 予定価格の公表は、対象工事の落札者が決定した後に行うものとする。

(働きかけに対する対応)

第6条 府中市に勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいう。）は、特定の者の利益又は不利益を目的とした口利き、働きかけ等（以下「働きかけ」という。）を受けたときは、直ちにその事実

を工事等の入札に係る働きかけ対応報告書（別記様式）に記載し、所属長を経由して市長に報告するものとする。

2 報告の対象となる働きかけは、次の各号に該当する行為とし、それを行う全ての者を対象とする。

(1) 公表前における設計金額、予定価格、最低制限価格又は調査基準価格に関する情報聴取行為

(2) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為

(3) その他公表前の入札、契約又は検査に関する情報聴取行為

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する行為は働きかけの対象としない。

(1) 陳情書、要望書等書面によるもの

(2) 公然の前で行われ、かつ、通常の営業行為又は社交辞令の範囲であることが明らかなもの

(3) 単に事実又は手続きの確認であることが明らかなもの

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に発注する建設工事から適用する。

別記様式(第6条関係)

市長	副市長	部長	課長	係長	課員

監理課

課長	係長	課員

### 工事等の入札に係る働きかけ対応報告書

次のとおり、働きかけがありましたので報告します。

係  
課  
部  
氏名  
職

日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分
働きかけ方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面 談(場所 ) <input type="checkbox"/> 電 話(場所 ) <input type="checkbox"/> その他( )
相手方氏名等	団体名 氏 名 電話番号
対応職員	所 属                      職                      氏名 所 属                      職                      氏名 所 属                      職                      氏名
入札工事名等	
働きかけの内容	
対応の内容	※働きかけを受けた場合は、「応じられないこと」及び「市長に報告すること」を相手方に伝えること。  <input type="checkbox"/> 伝えた <input type="checkbox"/> 伝えない